

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、トレンドを捉え、新しい時代を創ることをミッションとしております。そのために、持続的に成長する事業と持続的に成長する人材を輩出し、それらの集合体として持続的に成長する企業としてさらなる発展を遂げることを経営の基本方針としております。持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置づけております。

当社は、事業の拡大や変更に対応して、適宜組織の見直しを行い、職務権限や責任を明確化し、内部統制の充実に努めております。

また、子会社に関しては、企業の状況により当社より役員を派遣したり、経営管理業務をサポートすることにより、内部統制の充実に努めるとともに、当社取締役会において子会社の状況を報告することにより、当社グループとしての経営状況及びガバナンスの状況の監視を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける以下5つの「基本原則」を実施しております。

基本原則 1「株主の権利・平等性の確保」

基本原則 2「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」

基本原則 3「適切な情報開示と透明性の確保」

基本原則 4「取締役会等の責務」

基本原則 5「株主との対話」

今後も、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡本 伊久男	1,664,600	23.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	374,700	5.27
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	361,900	5.09
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	262,000	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	217,100	3.05
郭 翔愛	140,000	1.97
日本証券金融株式会社	139,300	1.96
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	133,500	1.88
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	125,409	1.76
SMBC日興証券株式会社	116,600	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本田 哲也	他の会社の出身者											
石川 森生	他の会社の出身者											
小柳津 林太郎	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 哲也	○	——	会社経営に関する知識と当社事業領域における第一人者としての豊富な知見と深い見識を活かし、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行に対する助言と監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社の主要株主、主要取引先等の出身者等ではなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

石川 森生	○	——	会社経営に関する知識と当社事業領域への豊富な見識を活かし、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行に対する助言と監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社の主要株主、主要取引先等の出身者等ではなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
小柳津 林太郎	○	小柳津林太郎氏と当社との間には、2020年3月期において5百万円の業務委託等の取引がありますが、連結売上高の0.16%であり、双方にとって重要な取引先ではないため、独立性を有していると判断しております。	会社経営に関する知識と当社事業領域への豊富な見識を活かし、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行に対する助言と監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社の主要株主、主要取引先等の出身者等ではなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果報告を聴取するほか、適宜、会計監査人との間で監査に関する情報交換等を行っております。また、内部監査室と定期的に会合を行い、内部監査の結果及び問題意識の共有を受けております。これらにより、監査役監査の効率性及び実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
都賢治	税理士													
橋岡宏成	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
都賢治	○	_____	税理士の資格を有しており、その財務及び会計に関する専門的な知識を活かし、経営陣から独立した立場で監査を遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
橋岡宏成	○	_____	弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い専門性を活かし、経営陣から独立した立場で監査を遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員の全てを、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

< 社内取締役・社外取締役共通の方針 >

(1) 2021年3月期は報酬委員会に相当する委員会は設置しない。

(2) 報酬等の種類は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しない。

なお、年間の金銭報酬額として決定した額を12等分した額を、月例の固定金銭報酬(以下「固定報酬」という)とする。

(3) 2006年2月8日の臨時株主総会決議に基づき、取締役の報酬総額は年額2億円を限度とする。

< 社内取締役にに関する方針 >

役職に応じた報酬基準額(当社の過去実績や他の国内企業の社内取締役にに対する固定報酬に関する調査結果、同種または同規模の国内企業の取締役報酬額を参考に策定)をもとに、以下を勘案のうえで、本人と協議のうえで決定する。

(1) 前期の当社グループの業績

(2) 前期に当社グループ内で担った役割

(3) 当期に当社グループ内で担う役割

< 社外取締役にに関する方針 >

(1) 第三者が実施した、他の国内企業の社外取締役にに対する固定報酬に関する調査結果

(2) 経歴等より期待される貢献

2. 取締役にに対し報酬等を与える時期

固定報酬は任期中となる7月から翌年の6月までの職務の執行の対価として定期的に支払うものとし、毎月末において締め切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が休日若しくは銀行休業日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

(1) 受任者の氏名又は当社における地位若しくは担当

代表取締役会長 岡本伊久男

代表取締役社長 佐々井涼子

(2) 受任者に委任する権限の内容

・対象となる社内取締役との協議、前期に当該取締役が果たした役割及び当期に期待される役割の評価、

これらの結果をもとにした受任者2名の協議による金銭報酬額の決定

・対象となる社内取締役が受任者の一方である場合には、他方の受任者による前項の実施

・社外取締役に期待される貢献の評価、及びこの結果をもとにした受任者2名の協議による年間の金銭報酬額の決定

(3) 受任者により(2)の権限が適切に行使されるための措置を講じるときはその内容

2021年3月期は報酬委員会もしくはこれに相当する機関を設置しない方針であり、特別な措置は講じていないものの、

代表取締役2名の協議により決定されることとすることにより、一定の相互監視が働くと考えている。

なお、より適切な監視・監督体制を今後整える必要があることから、2022年3月期からの報酬委員会の設置を検討する。

検討している報酬委員会の構成は経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」等に準拠することを前提としており、社外役員を活用した適切なガバナンス構築に引き続き取り組む。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会その他の重要な会議等にかかる議案内容の事前説明、情報提供、報告及び連絡等のサポートは、コーポレートDiv.にて行っております。

また、社外監査役を含む監査役会に対する報告等のサポートは、内部監査室にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役及び取締役会

当社取締役会は、独立社外取締役3名を含む6名で構成されております。原則として毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、取締役会規則に定める事項及び会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役より管掌部門の事業の状況及び職務執行の状況に関する報告を受けること等により、取締役による職務執行を監督しております。

当社は、社外取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低限度額としております。

社外取締役を選任するにあたり、当社からの独立性に関する基準若しくは方針及び必要とする資格等は定めておりませんが、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であること、また会社経営と当社事業領域に対する豊富な見識を有し、適切な助言をいただける人材であることを重視しております。

・経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役3名及び執行役員6名(男性4名、女性2名)の9名で構成されております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として開催しております。なお、経営会議は3種類の会議で構成されており、具体的には、取締役CFO及び執行役員で構成され、事業の実績報告や課題等の事業に関する報告と審議を行う事業会議と、同一の構成に代表取締役社長を加え、事業以外の経営課題について共有及び審議を行う役員会議が行われており、原則として前者は毎週1回、後者は毎月2回開催しております。加えて、常勤取締役3名のみで構成され、当月の取締役会での課題やM&A等の重要な経営課題について共有及び審議を行う常勤取締役会議を、月1回当月の定例取締役会前に開催しております。

・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、独立社外監査役である非常勤監査役2名の3名によって構成されております。原則として毎月1回監査役会を開催し、常勤監査役からの業務監査の結果や取締役及び従業員による業務執行の状況等に関する報告、内部監査室からの内部監査の状況に関する報告のヒアリング、並びに業務執行取締役からの事業の状況や職務の執行の状況に関するヒアリング等をもとに、経営全般に関する適法性の確認や内部統制システムの運用状況、取締役による職務執行の状況等を監査しております。

当社は、社外監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低限度額としております。

社外監査役を選任するにあたり、当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視しております。なお、社外監査役の1名は税理士として財務及び会計に関する専門的な知識を、またもう1名は弁護士として企業法務に関する専門的な知識を有するとともに、両名とも上

場会社の社外取締役及び社外監査役としての経験から、上場会社における経営に関する知見を有しております。

・会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。同監査法人又は同監査法人の業務執行役員と当社の間には、当別な利害関係はありません。その他の状況は次のとおりです。

継続監査期間：4年間

業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 千代田義央

監査業務に係る補助者の構成：公認会計士1名、 その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による職務執行の監督強化と、業務執行上の重要事項の迅速な意思決定を可能とするため、独立社外取締役が半数を占める取締役会、常勤取締役及び執行役員からなる経営会議、及び独立社外監査役が過半数を占める監査役会を設置しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視が重要と考えており、当社は社外取締役及び社外監査役による監督・監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断しております。

なお、取締役6名のうち3名が独立社外取締役であり、経営者より独立した立場で、社内取締役による経営や事業運営に対する助言及び監督を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、招集通知を送付するのに先立ち、当社コーポレートサイトへ招集通知を掲載しており、投資家の皆様による円滑な議決権行使のための環境整備に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針、事業戦略、財務の状況等に関する正確な情報を、公平・迅速・正確に提供することによって、株主価値の向上に資することを基本方針とし、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解いただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めるとする、ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後の説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIR専門サイト(https://www.trenders.co.jp/ir/)を開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。IR専門サイトにおいては、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートDiv.に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針、事業戦略、財務の状況などに関する正確な情報を、公平・迅速・正確に提供することによって、株主価値の向上に資することを基本方針として、積極的なIR活動を行ってまいります。
その他	(女性の登用に関する現状) 当社の役員は、取締役6名のうち代表取締役である1名が女性となっております。また、執行役員6名のうち2名が女性となっております。 当社では年齢や性別等に関わらず、能力や実績に応じた評価に基づいて人員登用を行っており、従業員の女性従業員比率と女性管理職比率は、ほぼ同率となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築しております。

また、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直属の内部監査室による内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コーポレートDiv.は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行の確保を目的として監視、指導を行います。

不測の事態が発生した場合には、経営会議を代表して常勤取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行います。また、対策本部を設置し、緊急対応方針を審議・決定のうえ、迅速に対処します。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

(2) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv.と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または従業員を子会社の取締役の一部として派遣し(以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。)、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。また、コーポレートDiv.は、子会社の主管部門として子会社担当取締役等と協力し、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、子会社の業務の適正を図ります。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

(2) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

コーポレートDiv.は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

(3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、コーポレートDiv.が主管となって、子会社の管理を行います。

なお、子会社の経営上・事業運営上の重要事項について、子会社の事業内容や規模を考慮のうえで、原則として子会社ごとに、当社への報告や事前承認を要する事項を定めます。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを子会社監査部門と協力して内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv.及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。

8. 取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、コーポレートDiv.、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。

- (1) 当社及び子会社の重要な機関決定事項
- (2) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項
- (3) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (4) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (5) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反
- (6) その他、当社及び子会社に関する重要事項

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。

監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との関係を持たないよう努めております。

具体的には、コーポレートDiv.を対応部署として、関係行政機関等からの情報収集に努め、また問題が生じた場合には、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連携して組織的に対処できる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に関する企業姿勢

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針、事業戦略、財務の状況などに関する正確な情報を、公平・迅速・正確に提供することによって、株主価値の向上に資することを基本方針とし、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報についても、タイムリーかつ積極的に情報開示するよう努めることとしております。

2. 適時開示に関する社内体制

当社では、当社及び子会社に関する重要な情報を当社コーポレートDiv.が日頃より収集することにより、当社グループに関する決定事実、発生事実及び決算情報を把握し、適時に開示の必要性、開示時期、開示内容を検討のうえ、開示の必要があると判断された場合には、速やかに開示を行っております。

その詳細な流れについては、模式図に記載のとおりです。

3. 適時開示に関する教育

当社は、内部者取引を防止するために社内研修を実施しております。

また、情報管理担当者は、セミナーの受講や社内教育を通じて、適時開示に関する知識の習得に努めております。



